資料3

茅ヶ崎都市計画緑地の変更等について（報告）

（・都市計画緑地の変更：第5号相模川一之宮緑地（廃止）
・都市計画公園の変更：3･3･12号さむかわ西公園（追加））

令和8年度　第3回寒川町都市計画審議会

令和8年10月6日

１　前回審議会における報告概要等について

２　都市計画の案について

３　都市計画の案の縦覧について

４　今後の手続きについて

1　前回審議会における報告概要等について

都市計画変更に関する主なご意見等及び町の考え

※ご発言の順番で概要を記載
本報告の趣旨に合致しない内容は省略しています。

委員	ご意見等	町の考え
廣田委員	今回の都市計画変更は、上位計画となるみどりの基本計画が改定後、それに従って一連の手続きを行う、という理解で良いか。 （「手続きのタイミング」に関するご意見等）	「改定 寒川町みどりの基本計画」の一部改定（令和8年9月1日）後、神奈川県との協議を含む法定的な手続きを進めている。
	整備計画が決まったから変更する、ということであったが、整備が決まったことを理由に都市計画変更をするというのはおかしいのではないか。 （「手続きのタイミング」に関するご意見等）	都市計画公園の追加において「公園の種別、名称、位置、区域及び面積」を定める必要がある。 今回の公園整備事業については、工期及び工期縮減等を目指し、「設計」及び「施工」を一体とした発注をしているため、「事業者と締結」し、「設計が固まった」この段階まで、都市計画公園を追加する情報である「区域及び面積」が確定しなかった。 公園整備等に向けた検討を進める中、このタイミングで都市計画公園の追加に関する情報がそろったため、町民の皆様へ速やかに素案をお示しさせていただいた。 ※前回資料（「整備することが確定した」）は誤解を招く表現であったことを認識したため、次回資料では上記の理由等を記載させていただく。 ※1
	都市計画変更を実施する時期の適切性について、なぜ今のタイミングで実施しているのか。 （「手続きのタイミング」に関するご意見等）	「※1」と同様。

1　前回審議会における報告概要等について

都市計画変更に関する主なご意見等及び町の考え

※ご発言の順番で概要を記載
本報告の趣旨に合致しない内容は省略しています。

委員	ご意見等	町の考え
廣田委員	今回の変更について、先日の説明会のタイトルだけ見ても「緑地と公園の変更」となっており、全然熟議も足りてないし、そもそもの情報を知る機会というもの与えられていない、ここが問題である。 （「手続きの周知等」に関するご意見等）	都市計画変更に関しては、これまで正式名称で周知を行っているところであるが、いただいたご意見を踏まえ、今後は「より分かりやすい周知」に努めていく。 今回の都市計画変更に関して、町としては、任意の手続きである「素案の閲覧等」も行っており、結果として町民の方からのご意見は無かったものの、通常と同様もしくはそれ以上の機会を創出してきたところである。今後も引き続き、「より分かりやすい周知」に努めていく。
福岡委員	このタイミングにおける変更理由について、「何を作る」というのが決まってから「その用途を変更していきましょう」という形はおかしいのではないか。 （「手続きのタイミング」に関するご意見等）	「※1」と同様。
	ストリートスポーツパークの施設については、大会を開催するため大きな騒音を出すものであると思うが、このような場所が「休息地」や「自然観察の場」としてふさわしいのか。 （「変更理由」に関するご意見等）	当該公園等に関する基本構想・基本計画（P44）に記載のとおり、本公園は構想策定当初から「通常利用時」と「イベント時（世界大会を想定）」を分けて過ごし方を想定している。 ご意見のとおり大会時には音響等の影響により、一時的に静穏性が低下し、にぎわいを優先した利用になることも想定されるが、現時点においては、公園内におけるイベント開催は年10回程度開催予定であり、それ以外の期間は十分に「やすらぎの公園機能」を発揮できると考えていることから、「やすらぎの公園」についても理由書に記載している。

1　前回審議会における報告概要等について

（参考） その他に関する主なご意見等及び町の考え

※ご発言の順番で概要を記載
本報告の趣旨に合致しない内容は省略しています。

委員	ご意見等	町の考え
福岡委員	「説明会に来てもらう」という取組みが不足していると思わざるを得ない。 （「手続きの周知等」に関するご意見等）	町広報紙、町HP、一部自治会回覧、SNSプッシュ通知等を行ってきたが、他の都市計画決定案件と同様、参加者等は少ない結果であった。 今後は別の周知方法を検討するとともに、「そもそも都市計画とは」という部分に興味を持っていただけるような取組みを検討する。
廣田委員	本審議会は、「民意がどのように適切に反映されているか」ということも審議の対象になるということで良いか。 （「都市計画審議会のあり方」に関するご意見等）	ご認識のとおり、町民の方のご意見等を踏まえて作成した「案」が審議対象になる。 （これまで、町民の方のお考え等を伺うため、「説明会」、「素案の閲覧等」を実施した。）
石川委員	防災のサインの設置や誘導計画などはどのように考えているのか。 （「公園利用者の避難」に関するご意見等）	施設内については、非常口までの避難経路を明確に示すとともに、ユニバーサルデザインに配慮した案内表示を設置し、施設外（公園内）については、河川の水位上昇時に利用者が堤外地へ立ち入らないよう注意を促すサインを設置するなどを検討しているが、避難計画等を含む具体的な内容については今後指定管理予定者と調整を行う予定である。
	過去に実施したパブリックコメントについて、その後の具体的な対応をある程度示すことが大切である。 （「事業」に関するご意見等）	※所管課と調整し、今後町ホームページ等で公開を検討。

1　前回審議会における報告概要等について

（参考） その他に関する主なご意見等及び町の考え

※ご発言の順番で概要を記載
本報告の趣旨に合致しない内容は省略しています。

委員	ご意見等	町の考え
石川委員	施設の特性上、町民を巻き込んでいくことを戦略的に考えて、きちんとPRしていくということが大事である。 （「事業」に関するご意見等）	開業後の効果を最大限高めるため、これまで「町広報紙やSNSを活用した周知」に加え、「町内学校における講演会等」、誰もが体験・見学できる「ストリートスポーツフェス」などの取組みを行ってきた。 今後も引き続き、「町内学校における講演会等」、「さむかわスポーツデイにおける体験会」、「産業まつりでのパフォーマンス及びブース出展」、「PR用の動画作成」などの取組みを予定している。 さらに、開業後も継続し、指定管理予定者と共に戦略的なPRをしていく。
小林委員	施設に関して、都市計画審議会で十分に審議しないまま、町民と同じタイミングで知ったという現実があり、すごく残念であった。 （「都市計画審議会のあり方」に関するご意見等）	施設整備に関しては、「スポーツ関連施設」であることから、これまで「スポーツ推進審議会」にて議論し、当該審議会において諮問をし、答申をいただいて検討を進めてきた。 なお、当該公園等に関する基本構想・基本計画を策定した当時は、都市計画変更を行うための情報が整理できる時期が不明瞭であったことから、令和7年7月31日に開催した「令和7年度第1回寒川町都市計画審議会」では、その他として報告をさせていただいたところである。 今後も引き続き、必要に応じて、事業等の報告をさせていただきたい。
	周知徹底をして開かれた論議ができるような内容にして、推進していただければと思います。 （「事業」に関するご意見等）	事業に関するご意見と認識しているが、いただいたご意見を踏まえて今後の取組みを推進していく。

1　前回審議会における報告概要等について

（参考） その他に関する主なご意見等及び町の考え

※ご発言の順番で概要を記載
本報告の趣旨に合致しない内容は省略しています。

委員	ご意見等	町の考え
小林委員	町ホームページの月間カレンダーに掲載されていないこともあり、透明性を持って知らせていただきたい。自信があるのであれば産業まつりなどでも宣伝した方が良かったのではないか。 （「事業」に関するご意見等）	これまでの取組み等については、町長室特命担当での所管ページ（（仮称）寒川町ストリートスポーツパークの整備について）に記載し、かつ、町広報紙やSNSプッシュ通知等にて周知をしてきたところであるが、「イベント・講座カレンダー」ページへの掲載も含め、引き続き周知に努めていく。 また、「さむかわスポーツデイ（令和8年10月12日）」における体験会、「産業まつり（令和8年11月15日）」におけるパフォーマンス及びブース出展など、多くの方に触れていただける機会の創出を予定している。 ※2
廣田委員	みどりの基本計画の改定は、十分熟議を尽くす期間を設けるということで良いのか。 （「みどりの基本計画」に関するご意見等）	改定にあたっては、町民説明会やパブリックコメントなど、町民の皆さまのご意見を伺ったうえで一部改正を行った。今後は次回改定に向けて、町内活動団体等と個別に意見交換を行う予定である。
	「みどりの基本計画とは」というのをそもそも知っていただく、懇談会やタウンミーティングみたいなものを通して行うものだと私は承知しているが、住民との意見交換や、住民が知る機会、そして、住民の意見を受け入れる機会というのは相当設けるのか。 （「みどりの基本計画」に関するご意見等）	「※2」と同様。
村田委員	事業として既に決定しており、そのまま進むのであれば、ヘリポートを着陸するくらいの防災基地にしてしていただきたい。 （「事業」に関するご意見等）	「当該施設で担える防災機能」は現在検討しているところであるが、ヘリコプターの着陸に関しては、近隣にある「川とのふれあい公園」が着陸可能のため、当該機能の配置に向けた調整をする予定はない。

１　前回審議会における報告概要等について

２　都市計画の案について

３　都市計画の案の縦覧について

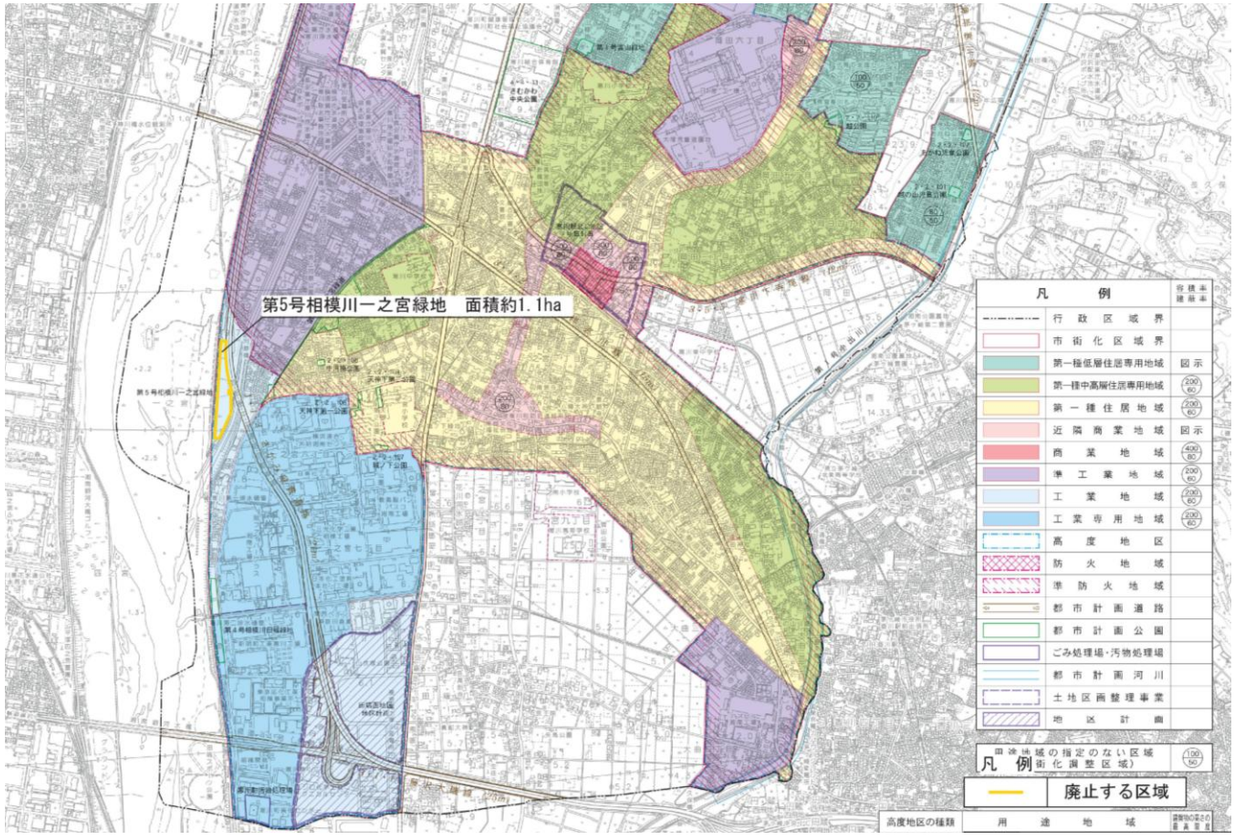
４　今後の手続きについて

2　都市計画の案について

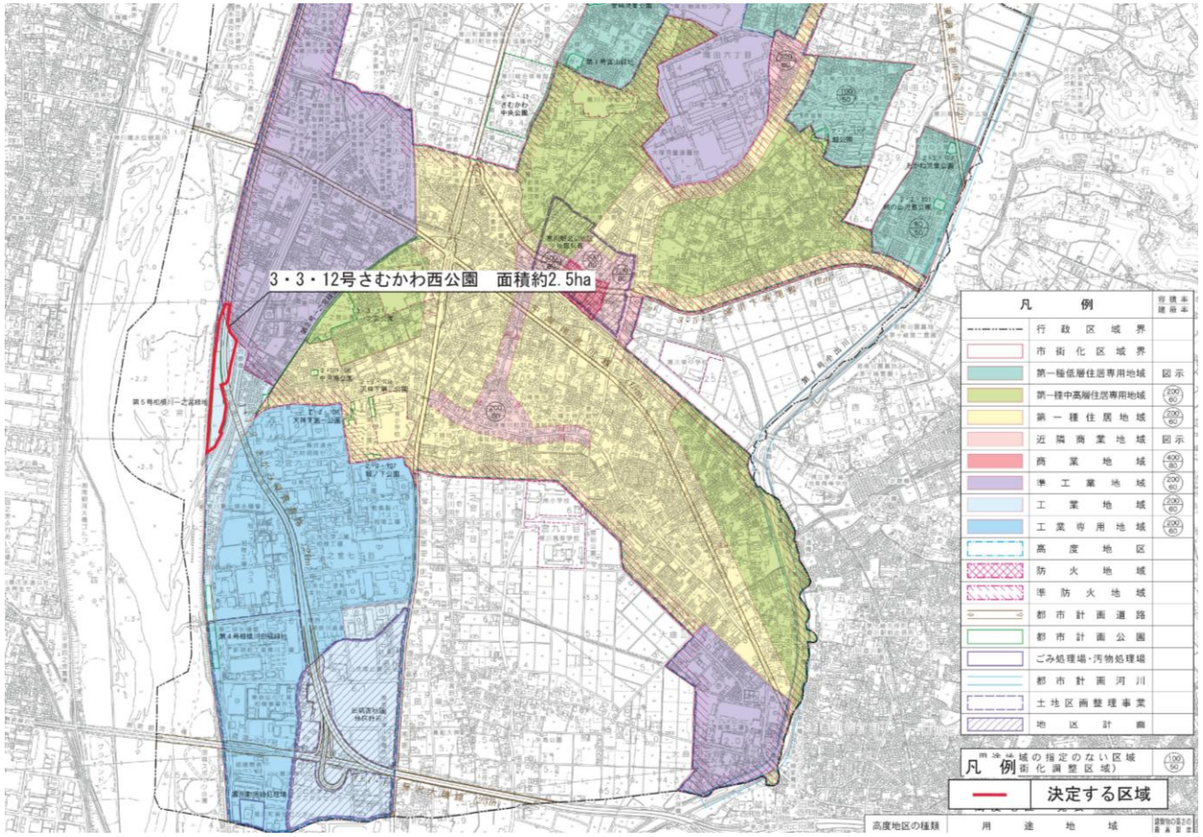
総括図 （案）

※詳細は資料4、5を参照

第5号相模川一之宮緑地の廃止



3･3･12号さむかわ西公園の追加



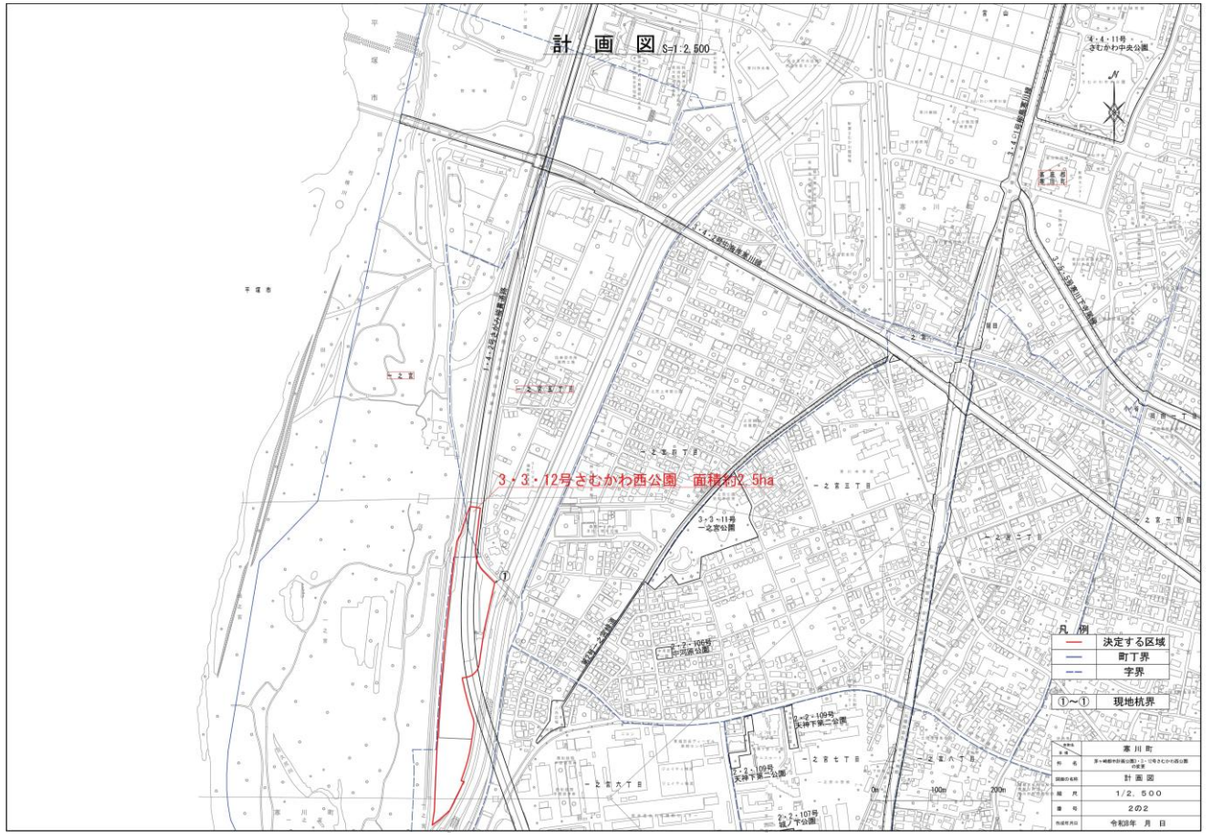
計画図 （案）

※詳細は資料4、5を参照

第5号相模川一之宮緑地の廃止

廃止のため未作成

3･3･12号さむかわ西公園の追加



2　都市計画の案について

計画書（案）

※詳細は資料4、5を参照

第5号相模川一之宮緑地の廃止

茅ヶ崎都市計画緑地の変更（寒川町決定）

都市計画緑地中第５号相模川一之宮緑地を廃止する。

理由

別添理由書のとおり

3･3･12号さむかわ西公園の追加

茅ヶ崎都市計画公園の変更（寒川町決定）

都市計画公園に３・３・12 号さむかわ西公園を次のように追加する。

種　別	名　称		位　置	面　積	備　考
	番号	公園名			
近隣公園	３・３・12	さむかわ西公園	高座郡寒川町一之宮及び一之宮五丁目	約 2.5ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

（参考） 理由書 （案）

※詳細は資料4、5を参照

第5号相模川一之宮緑地の廃止

理　由　書

茅ヶ崎都市計画緑地第５号相模川一之宮緑地

寒川町一之宮五丁目地区は、寒川町の西部、相模川左岸に位置し、西側には富士山や大山、丹沢山塊等が眺望できる非常に良好な景観が広がっており、休息地や自然観察の場として供する計画として、平成 11 年８月３日に茅ヶ崎都市計画緑地第５号相模川一之宮緑地として決定しました。

茅ヶ崎都市計画緑地第５号相模川一之宮緑地は、令和７年 11 月に告示した「茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、適正な配置を検討し、多面的な需要に対応するため整備に向けた取組みを進める、とされています。

また、令和３年４月に改定した「寒川町都市計画マスタープラン」において、既存の緑地や緑道を活かしたみどりとふれあえる場やレクリエーション空間を整備することにより、身近な公園緑地の活用を図る、としています。

さらに、令和７年５月に策定した「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画」において、少子高齢化や人口減少などの課題に直面している中、持続可能なまちづくりを目指す地方創生に向けた取組みとして、町特有の強みであるストリートスポーツを活用するため、初心者から世界トップレベルの選手が安全で効果的な練習ができるとともに、世界大会の開催が可能なストリートスポーツパークの整備及び幅広い関係人口を獲得できるよう周辺公園の整備をする、としています。

こうした位置付けのもと、地方創生及びさがみグリーンライン利用者や町民の満足度向上に向けた取組みとして、広い世代の方々が集い、活気があふれる空間を目指し、「ストリートスポーツパーク」を含む「にぎわいの公園」に関する機能及び自然の景観を楽しむことや、園内の休憩スペースなどで憩うことなどができる「交流・憩い関連施設」を含む「やすらぎの公園」に関する機能が両立する公園として整備するため、第５号相模川一之宮緑地を廃止し、３・３・12 号さむかわ西公園を追加する都市計画の変更を行うものです。

3･3･12号さむかわ西公園の追加

理　由　書

茅ヶ崎都市計画公園３・３・12 号さむかわ西公園

寒川町一之宮五丁目地区は、寒川町の西部、相模川左岸に位置し、西側には富士山や大山、丹沢山塊等が眺望できる非常に良好な景観が広がっており、休息地や自然観察の場として供する計画として、平成 11 年８月３日に茅ヶ崎都市計画緑地第５号相模川一之宮緑地として決定しました。

茅ヶ崎都市計画緑地第５号相模川一之宮緑地は、令和７年 11 月に告示した「茅ヶ崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、適正な配置を検討し、多面的な需要に対応するため整備に向けた取組みを進める、とされています。

また、令和３年４月に改定した「寒川町都市計画マスタープラン」において、既存の緑地や緑道を活かしたみどりとふれあえる場やレクリエーション空間を整備することにより、身近な公園緑地の活用を図る、としています。

さらに、令和７年５月に策定した「(仮称) 寒川町ストリートスポーツパーク整備に係る基本構想（仮称）相模川一之宮公園整備に係る基本計画」において、少子高齢化や人口減少などの課題に直面している中、持続可能なまちづくりを目指す地方創生に向けた取組みとして、町特有の強みであるストリートスポーツを活用するため、初心者から世界トップレベルの選手が安全で効果的な練習ができるとともに、世界大会の開催が可能なストリートスポーツパークの整備及び幅広い関係人口を獲得できるよう周辺公園の整備をする、としています。

こうした位置付けのもと、地方創生及びさがみグリーンライン利用者や町民の満足度向上に向けた取組みとして、広い世代の方々が集い、活気があふれる空間を目指し、「ストリートスポーツパーク」を含む「にぎわいの公園」に関する機能及び自然の景観を楽しむことや、園内の休憩スペースなどで憩うことなどができる「交流・憩い関連施設」を含む「やすらぎの公園」に関する機能が両立する公園として整備するため、第５号相模川一之宮緑地を廃止し、３・３・12 号さむかわ西公園を追加する都市計画の変更を行うものです。

１　前回審議会における報告概要等について

２　都市計画の案について

３　都市計画の案の縦覧について

４　今後の手続きについて

3　都市計画の案の縦覧について

都市計画の案の縦覧及び意見書の提出

縦覧（提出）期間	縦覧（提出）場所	縦覧（提出）時間
令和8年10月16日（金）～ 令和8年10月30日（金） ※土曜日、日曜日及び祝日は縦覧（意見書提出）不可。 ※意見書は期間内必着	寒川町都市建設部都市計画課 〒253-0196　高座郡寒川町宮山165番地	午前9時00分～ 午後4時30分

周知方法

町広報10月号、町HP、自治会回覧、SNSプッシュ通知等

（一之宮西自治会）

１　前回審議会における報告概要等について

２　都市計画の案について

３　都市計画の案の縦覧について

４　今後の手続きについて

4　今後の手続きについて

都市計画変更に係る手続きの流れ

※今後変更する可能性有

